

平成31年  
2019年  
1月号

# ニュースレター

弁護士法人今津法律事務所

弁護士法人  
今津法律事務所  
IMAZU LAW OFFICES  
〒100-0004  
東京都千代田区  
大手町 1-6-1  
大手町ビル 8階  
☎ 03-5224-3235

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。今年1回目のニュースレターをお届け致します。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。  
弁護士 今津 泰輝

## 連載 民法（債権法）改正について①

今回と次回は、法定利率に関する となります。改正点について、ご紹介致します。

### 法定利率に関する改正の概要

改正民法では、従来、年5%（商  
事債務は年6%）で固定されていた  
法定利率について、いずれも年3%  
へ引き下げられるとともに、変動制  
が導入されることになりました。

#### 法定利率が引き下げられる理由

従来の年5%は、民法が制定さ  
れた明治時代の市中の一般的な貸  
出金利を前提として定められたも  
のでした。もともと、現代では、  
遅延損害金の算定や、中間利息控除  
額の算定の場面で適用されます。  
それが市中金利を大きく上回る状  
態が続いていたため、年3%に引  
き下げられることになりました。

#### ※中間利息の控除とは

例えば、金利が年3%の場合、現  
在の100万円と等しいのは：  
○1年後の100万円  
○1年後の103万円

遅延損害金算定の場面では、  
率に関する改正への対応について、  
ご紹介致します。

### 時事ニュース く消費者裁判手続特例法に基づく初の提訴例

「日本版クラスアクション」を導入する消費者裁判手続特例法が、平成28年10月1日  
から施行されましたが、これまで同法に基づく提訴例はありませんでした。しかし、報道に  
よれば、昨年（平成30年）12月17日、医学部入試で不正があった東京医大に対し、消  
費者団体が、同法に基づき、受験料等の返還義務の確認を求める訴訟を提起しました。

日本版クラスアクションは、消費者被害の泣き寝入りの防止を目的として導入された制度  
です。①まず、認定を受けた消費者団体が、事業者に対し、相当多数の消費者に共通する支  
払義務を確認する訴訟を提起し、②消費者団体が勝訴した場合、個々の消費者は、手続に加  
入することによって、簡易に被害回復を受けられるという、二段階の手続となっています。

## 働き方改革関連法の概要

やや間が空いてしまい恐縮です  
が、昨年6月29日に成立した働  
き方改革関連法のうち、実務上重  
要性が高いと考えられる改正内容  
に絞って、ご紹介致します。

### 【①労働時間の上限規制】

従来は、法令上、労働時間の絶  
対的な上限は存在しませんでした  
が、改正後は、特別条項付きの3  
6（サブロク）協定を締結したと  
しても、時間外労働は、単月の最  
上限が月100時間、かつ1年を  
通じて2く6か月の平均が月80  
時間以内などと定められました。

### 【②時間外月60時間超に対する特別割増の中小企業への適用】

法令上、月60時間を超える時  
間外労働に対しては、通常の2  
5%ではなく、50%の割増賃金  
の発生が定められています。従  
来、中小企業については、適用が  
猶予されていました。しかし、改  
正後は、中小企業に対しても、5

0%の割増賃金が適用されます。

### 【③有給休暇の時季指定義務】

10日以上の年次有給休暇が付  
与される労働者に関しては、改正  
後は、このうち年5日について、  
事業主は、労働者の意見を聴取し  
た上で、取得する時季を労働者ご  
とに定める必要があります。

### 【④管理監督者等を含む全ての労働者の労働時間の把握義務】

従来は、割増賃金が発生しない  
管理監督者等については、事業主  
に、労働時間を客観的に把握する  
義務はなかった。改正後は、事業主  
は、年次有給休暇  
について、労働者ごとに時季・日  
数・基準日を明らかにした、年次  
有給休暇管理簿を作成し、3年間  
保存することが定められました。

### 【⑤同一労働・同一賃金、非正規社員に対する待遇差の説明義務】

従来から部分的に定められてい  
た、非正規社員の正規社員との間  
の均衡待遇（不合理な待遇差の禁  
止）等に関して、統一的に規定が  
整備されるとともに、非正規社員  
に対する、正規社員との待遇差の  
内容・理由等に関する説明義務  
が、事業主に課せられます。

### 【施行日】

①は本年（ただし、中小企業は  
2020年）4月1日、②は20  
23年4月1日、③④は本年4月  
1日、⑤は2020年（ただし、  
中小企業は2021年）4月1日  
から、それぞれ施行されます。

### 「リスクを回避する解雇・労働契約の終了」 セミナー開催のご報告

平成30年10月17日(水)に、弊所主催のセミ  
ナー「リスクを回避する解雇・労働契約の終了」を  
無事開催することができ、おかげさまで多数のお  
客様にお越しいただきました。誠にありがとうございました。今後も、皆様にご興味を持っていただ  
けるテーマでセミナーを開催させていただく  
予定です。是非ご参加いただければ幸いです。



「リスクを回避する解雇・労働契約の終了」の様子

## 事務局便り

### 大手町ビル大改修！

皆様、本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。  
当事務所が入居している「大手町ビル」は1958年  
竣工で、昨年末から大規模改修を行っています。  
外装のデザイン改修をはじめ、完成後には、「屋上  
庭園」の整備もされるようです。今は、ビル全体が  
工事シートに覆われていますが、ビルの中は、これ  
までと変わらず、弊所も営業しております。工事完  
了は2021年3月の予定と聞いています。まだし  
ばらく先ですが、今から完成が待ち遠しいです♪  
(事務局)